

適格年金の年金税制メリット が消えるかも？ <前編>



企業年金を受給されている方は、どの企業年金なのかを改めて確認してみてください。その企業年金が適格退職年金であれば、平成24年4月以降要注意です。**適格退職年金は平成24年3月末に廃止**されることとなっていますが、平成24年4月以降、年金については、公的年金等控除等の税制優遇措置が適用されなくなり、雑所得として所得税が課され、実質的な減額になるかもしれません。また、一時金で全額選択する場合には退職所得でなく一時所得とされてしまうかもしれません。

「うちの会社は、適格退職年金を新しい企業年金に移したから大丈夫だ」といわれるかもしれません。しかし、適格退職年金の移行を終えた企業にも問題が残っている場合があります。

例えば、**確定拠出年金や中小企業退職金共済には年金受給者の方は移行できません**。加えて、**確定給付企業年金に移行した場合も、年金受給者を移行できない場合があります**。移行時に年金を一時金として選択されないのであれば、年金受給者の方は閉鎖型適格退職年金の中に残ることになります。

この閉鎖型適格退職年金とは、加入者が入ってこない(新規の掛金が入ってこない)という意味で、年金受給者だけの適格退職年金なのです。適格退職年金は、他制度への移行や任意解約、企業倒産による制度廃止に伴い、年金受給権を得た方の年金原資を優先的に確保しなければなりません。生命保険会社や信託銀行がその年金原資を個別に管理運用しながら、年金受給者の最後の一人まで払いつづける必要があります。

閉鎖型適格退職年金は以下のような場合に発生します。

閉鎖型的確退職年金が発生する場合

適格退職年金から厚生年金基金に移行した場合

適格退職年金から確定給付企業年金に移行した場合

適格退職年金から確定拠出年金に移行した場合

適格退職年金から中小企業退職金共済に移行した場合

企業倒産や任意解約等で適格退職年金を廃止した場合

とは平成14年4月から、は平成13年10月からですので、いずれも10年は経過していませんが、やの場合は、

それ以前でも可能でしたので、かなり昔から存在している閉鎖型適格退職年金もあり、当時は予定利率 5.5%として年金原資を確保した制度もありました。このような特性があるため、通常の適格退職年金は平成 24 年 3 月末の制度廃止に向けて着実に減少していくのに対し、閉鎖型適格退職年金は平成 22 年 3 月末の 2,786 件、26,698 人の年金受給者から、平成 22 年 9 月末で 3,133 件、4.52 万人と、むしろ増加しています。

この閉鎖型適格退職年金は、平成 24 年 4 月以降税制優遇措置が適用されなくなってしまう、冒頭に紹介したように、税制が変更されなければ公的年金等控除が適用されなくなる可能性があり、課税額は増え、実質の給付の削減につながってまいります。

実際にどのくらいの影響があるかを所得税 + 住民税を年 20% の税率として早算表で概算した例を見てみましょう。

=====

65 歳以上の方で、公的年金 月額 20 万円、適格退職年金 月額 10 万円を受給

1) 現在の公的年金にかかる税額

$$(30 \text{ 万円} \times 12 \times 75\% - 37.5 \text{ 万円}) \times 20\% = 46.5 \text{ 万円}$$

2) 適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(20 \text{ 万円} \times 12 - 120 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times 12) \times 20\% = 48 \text{ 万円}$$

3) 増税額

$$2) - 1) = 1.5 \text{ 万円}$$

=====

65 歳以上の方で、公的年金 月額 10 万円、適格退職年金 月額 20 万円を受給

1) 現在の公的年金にかかる税額

$$(30 \text{ 万円} \times 12 \times 75\% - 375,000 \text{ 円}) \times 20\% = 46.5 \text{ 万円}$$

2) 適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(20 \text{ 万円} \times 12) \times 20\% = 48 \text{ 万円}$$

3) 増税額

$$2) - 1) = 1.5 \text{ 万円}$$

=====

65 歳以上の方で、公的年金 月額 20 万円、適格退職年金 月額 20 万円を受給

1) 現在の公的年金にかかる税額

$$(40 \text{ 万円} \times 12 \times 85\% - 785,000 \text{ 円}) \times 20\% = 65.9 \text{ 万円}$$

2) 適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(20 \text{ 万円} \times 12 - 120 \text{ 万円} + 20 \text{ 万円} \times 12) \times 20\% = 72 \text{ 万円}$$

3) 増税額

$$2) - 1) = 6.1 \text{ 万円}$$

=====

65 歳未満の方で、公的年金 月額 20 万円、適格退職年金 月額 10 万円を受給

1) 現在の公的年金にかかる税額

$$(30 \text{ 万円} \times 12 \times 75\% - 375,000 \text{ 円}) \times 20\% = 46.5 \text{ 万円}$$

2) 適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(20 \text{ 万円} \times 12 \times 75\% - 375,000 \text{ 円} + 10 \text{ 万円} \times 12) \times 20\% = 52.5 \text{ 万円}$$

3)増税額

$$2) - 1) = 6 \text{万円}$$

65歳未満の方で、公的年金 月額10万円、適格退職年金 月額20万円を受給

1)現在の公的年金にかかる税額

$$(30 \text{万円} \times 12 \times 75\% - 375,000 \text{円}) \times 20\% = 46.5 \text{万円}$$

2)適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(120 \text{万円} - 70 \text{万円} + 20 \text{万円} \times 12) \times 20\% = 58 \text{万円}$$

3)増税額

$$2) - 1) = 11.5 \text{万円}$$

65歳未満の方で、公的年金 月額20万円、適格退職年金 月額20万円を受給

1)現在の公的年金にかかる税額

$$(40 \text{万円} \times 12 \times 85\% - 785,000 \text{円}) \times 20\% = 65.9 \text{万円}$$

2)適格退職年金に公的年金等控除が適用されなくなった場合の税額

$$(20 \text{万円} \times 12 \times 75\% - 375,000 \text{円} + 20 \text{万円} \times 12) \times 20\% = 76.5 \text{万円}$$

3)増税額

$$2) - 1) = 10.6 \text{万円}$$

このように、年金受給者の年齢や公的年金、適格退職年金の各年金額によって、影響額は異なりますが、**公的年金の年金額が少ない場合や適格退職年金の年金額が多い場合等、公的年金等控除額の活用範囲が少なくなってしまう場合に増税額が大きくなる傾向にあるようです。**また、この概算は公的年金と適格退職年金以外の収入がないと仮定した場合ですの
で、他の雑所得等の収入があれば、影響もさらに大きくなるかもしれません。

著者プロフィール

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント(生保協会認定FP)

日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会(現企業年金連合会)、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金
財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488